

2024年4月12日
(一社) ロシア NIS 貿易会

【周知】「標準的な運賃・標準運送約款の告示」

「標準的な運賃・標準運送約款の告示」につきまして、経済産業省より、下記の周知依頼がございましたのでご連絡いたします。

※本件についてご不明点等ございましたら、
関係機関へ直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。

=====

トラック運送業においては、低賃金化や高齢化の進行等により、必要な運転手の確保が困難となることが懸念されております。

このような状況も踏まえ、運転手の労働条件を改善する観点から、3月22日(金)に「標準的な運賃」を告示したところです。

今般の「標準的な運賃」の改定においては、

- ・燃料等の物価上昇の影響を踏まえた運賃の引上げ(平均約8%の引上げ)
- ・荷役作業ごとの「積込料・取卸料」の水準を設定
- ・利用運送手数料の設定
- ・個建運賃の設定や速達割増、有料道路を使用しない運送依頼についての割増等多様な運賃の設定

等が盛り込まれたところです。

国交省報道発表資料(新たなトラックの標準的運賃を告示しました)

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000294.html

別添：<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001732088.pdf>

標準運送約款：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000009.html

労務費の原資となる適正な運賃の収受には、荷主となる事業者のご理解が不可欠なものとなります。

令和5年11月に公表された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月、内閣官房及び公正取引委員会)では、「発注者として採るべき行動/求めら

れる行動」として「労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること」とされており、「関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料の例」として標準的な運賃が明示されています。荷主の皆様におかれては、こうした点もご留意いただきながら、トラック事業者がドライバーの賃金原資を確保できるよう、標準的な運賃にご理解いただき、これを活用した運賃交渉を実施していただければと存じます。

なお、荷主がトラック事業者に対し、長時間の荷待ちをさせる、契約にない附帯業務をさせている、運賃・料金を不当に据え置いているなどの疑いがある場合は、トラック G メンによる是正指導（貨物自動車運送事業法に基づく「要請」、「勧告・公表」等）の対象となりますこともご留意頂ければと存じます。

労務費、市場における取引価格等を的確に反映した適正な価格での運送契約締結に向け、ご理解、ご協力をお願いしたく、会員企業への周知の程何卒よろしく願いいたします。